



山形県公報

平成25年4月30日（火）
第2440号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…591
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森 林 課）…592
- 悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日……………（村山総合支庁建設総務課）…同
- 歳入の収納の事務の委託……………（警 察 本 部）…593

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（同）…同

## 告 示

### 山形県告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-----------------------|---------------------|------------|
| お お た け 医 院           | 山形市南三番町7番18号        | 平成25. 4. 1 |
| き く ち 内 科 医 院         | 山形市松見町16番24号        | 同          |
| み な み 三 番 町 調 剤 薬 局   | 山形市南三番町7番22号        | 同          |
| ひ ま わ り 調 剤 薬 局 本 町 店 | 長井市本町一丁目9番28号       | 同          |

### 山形県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|----------------|-----------------|-------------|
| 大竹耳鼻咽喉科気管食道科医院 | 山形市南三番町7番17号    | 平成25. 3. 31 |
| 医療法人社団成仁会 斎藤医院 | 山形市小白川町一丁目6番13号 | 同           |

#### 山形県告示第464号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
最上郡真室川町大字差首鍋字東内山1973の4
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第465号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成25年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間         | 休業日                                                                                                                |
|-----------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 展示研修施設    | 午前9時から午後5時まで | 1 毎月の第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

#### 2 適用期間

平成25年5月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第466号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成25年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
パーキング・メーター作動手数料収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 東京美装興業株式会社山形出張所  
(2) 所在地 山形市本町一丁目7-31
- 3 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県警察行政情報ネットワーク通信機器等保守点検業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年2月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
NECフィールディング株式会社山形支店 山形市南栄町三丁目6番34号
- 5 随意契約に係る契約金額  
682,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

平成25年4月30日印刷  
平成25年4月30日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056